

平成 2 7 年 第 2 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 14 日」	
* 開会年月日時	平成 2 7 年 6 月 1 7 日 午後 2 時 0 0 分
* 閉会年月日時	平成 2 7 年 6 月 1 7 日 午後 4 時 4 2 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>開 会</u>	
議 長	皆さん、こんにちは。本日は平成 2 7 年第 3 回定例会最終日であります。沖縄では早くも梅雨明け宣言が出され、例年より 10 日以上早い梅雨明けとなり、今後の水不足と異常気象が気になるところであります。何も無い事を願うところであります。本日は各委員会に付託した審議結果について委員長より報告をお願いし、採決をお願いするものであります。よろしくご審議をお願い申し上げます。ただ今の出席議員数は 1 2 名であります。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。
<u>議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布申しあげたとおりであります。
<u>日程第 1 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第 1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程綴りの 3 ページに申し上げてありますので、ご確認の程をお願いいたします。 その他、報告事項のある方は、お願いいたします。
議 長	以上で諸般の報告を終わります。
<u>日程第 2 「行政報告」</u>	

議 長	<p>日程第 2、行政報告を行います。</p> <p>町長から報告がありましたら、お願いいたします。</p> <p>町長、新井寿一君。</p>
町 長	<p>皆さんこんにちは。4日に開会しました第2回定例会も本日、最終日を迎えました。この間、真剣にご審議を頂きまして本当にありがとうございました。行政報告を一点と本日、新たに2件の議案をご提案申し上げ、その審議をお願いしたくその概要について総括的な説明を申し上げます。先ず、報告事項でございますけれども、佐久広域連合社会福祉施設美ノ輪荘移管先法人応募に関わる事業者選定結果が公表をされました。佐久市の勝間園と美ノ輪荘移管先法人を選定するため、本年3月に社会福祉施設移管先法人選定委員会を設置し、審議をお願いして参りましたが、結果を受け正副連合長会議において、長野市の社会福祉法人J A長野会に決定を致しました。なお、J A長野会は野辺山の特別養護老人ホームのべやまも運営をしている法人でございます。続きまして追加議案について申し上げます。議案第36号の平成27年度学習館図書館資料室備品購入事業による備品の取得についてにつきましては、11日に入札を行いましたので、その取得について議決をお願いするものでございます。議案第37号の平成27年度小海町一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ133万5千円を追加し、総額を36億286万2千円とするものでございます。補正内容につきましては、10日の全員協議会でご説明申し上げ、協議を頂きました大洗町との交流、子供農山漁村交流による地域活性化モデル事業に認定を受け、新たに予算計上をするものでございます。詳しくは教育長、副町長よりご説明申し上げますが、ご審議を頂き、本定例議会に既に上程してあります議案と合わせ、ご決定をよろしくお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。以上でございます。</p>
議 長	<p>他に行政報告がございましたらお願いいたします。</p> <p>産業建設課長【梨ノ木橋改修工事入札結果の報告】</p> <p>温泉専門幹 【八峰の湯食堂業務用原材料内訳の報告】</p>
議 長	<p>以上で行政報告を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。</p> <p>議会事務局長より発言を求められていますのでこれを許します。</p>

<p>(議会事務局長より鷹野弥洲年議員への南佐久郡町村議会議長会からの感謝状の贈呈についての報告) (鷹野議長より鷹野弥洲年議員へ感謝状の贈呈) (鷹野弥洲年議員より謝辞)</p>	
<p><u>日程第3「議員派遣の件」</u></p>	
議 長	<p>日程第3、「議員派遣の件」を行います。 事務局長に朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議 長	<p>朗読が終わりました。お諮りいたします。 「平成27年度町村議会広報クリニック」に4ページに申し上げたとおり、議員を派遣したいと思います。 これにご異議ございませんか。</p>
<p>(異議なし)</p>	
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 したがって、「平成27年度町村議会広報クリニック」に議員を派遣することに決定いたしました。</p>
<p><u>【議案の上程】</u></p>	
議 長	<p>それでは順次議案を上程いたします。</p>
<p><u>日程第4「報告第3号」</u></p>	
議 長	<p>日程第4、報告第3号 「小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 篠原 義従 君。</p>
<p>(委員長報告 承認と決定)</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから報告第3号を採決いたします。 委員長の報告は承認であります。 報告第3号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって報告第3号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。
<u>日程第5 「報告第4号」</u>	
議 長	日程第5、報告第4号 「平成26年度小海町一般会計補正予算(第7号)について」を議題といたします。 本案については、各常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 篠原 義従 君。
(委員長報告 承認と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	次に、民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告 承認と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから報告第4号を採決いたします。 委員長の報告は承認であります。 報告第4号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	

議 長	<p>挙手全員と認めます。 したがって報告第4号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p><u>日程第6 「報告第5号」</u></p>	
議 長	<p>日程第6、報告第5号 「平成26年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
<p>(委員長報告 承認と決定)</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから報告第5号を採決いたします。 委員長の報告は承認であります。 報告第5号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議 長	<p>挙手全員と認めます。 したがって報告第5号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p><u>日程第7 「報告第6号」</u></p>	
議 長	<p>日程第7、報告第6号 「平成26年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>

(委員長報告 承認と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから報告第 6 号を採決いたします。 委員長の報告は承認であります。 報告第 6 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって報告第 6 号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。
<u>日程第 8 「報告第 7 号」</u>	
議 長	日程第 8、報告第 7 号 「平成 26 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告 承認と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから報告第 7 号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。 報告第 7 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	

議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって報告第7号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。</p>
<p><u>日程第9 「報告第8号」</u></p>	
議 長	<p>日程第9、報告第8号</p> <p>「平成26年度小海町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。</p> <p>本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 篠原 義従 君。</p>
<p>(委員長報告 承認と決定)</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから報告第8号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は承認であります。</p> <p>報告第8号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって報告第8号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p><u>日程第10 「議案第30号」</u></p>	
議 長	<p>日程第10、議案第30号</p> <p>「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>

(委員長報告 承認と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第30号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第30号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第30号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第11 「議案第31号」</u>	
議 長	日程第11、議案第31号 「小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告 原案に賛成)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第31号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第31号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	

議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第 3 1 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
<p><u>日程第 1 2 「議案第 3 2 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 1 2、議案第 3 2 号</p> <p>「小海町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
<p>(委員長報告 原案に賛成)</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
10 番議員	<p>本案は国民健康保険税の税率改定の条例改正でありますけれども、この税率改定によって概算で税額がどうなるかといった資料は、先般資料を提出していただいて見させて頂いた訳でありますけれども、対前年比で実際にこの税率改定によってどの位の税率になるか。それによって一世帯当たりの税率と一人当たりの増税額、増税率、そういった点分かるようでしたら、教えて頂きたいと思います。</p>
町民課長	<p>はい、お答え致します。平成 2 7 年度と 2 6 年度の調定額の比較でございますけれども、平成 2 7 年度一世帯当たり、197,141 円、2 6 年度は 174,521 円でしたので 22,620 円の増額となり、率につきましては 13.0% という事でございます。それと一人当たりという事でございますが、2 7 年度一人当たりの調定額が 119,342 円、2 6 年度 105,365 円ですので一人当たりですと 13,977 円の増額、率にしまして 13.3% の増額となります。よろしくをお願いします。</p>
10 番議員	<p>全体の増税額は分かりますか。</p>
町民課長	<p>概算で申し訳ございませんけれども、2 6 年度の決算見込みに対しましてこの税率でお願いした場合の調定額、収入額でよろしいですね、収入額としましては 1,350 万円程の収入増というふうに見込んでおります。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>その他質疑はございますか。</p>
<p>(質疑なし)</p>	

議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
10 番議員	私は本案に対しまして反対の立場で討論したいと思います。先ず、アベノミクス下での地方創生で地方を更に活性化しなければならないというように、国自身が地方の衰退を認めている。こういった状況の中、町民の皆さんの負担は益々大変になって来ているという時に、国民健康保険税、この後介護保険料もありますけれども、増税されて行くという事であり、特に私が危惧しているところは、この間、頂いた資料を見ましても固定資産税が載っていませんので、どうなっているか分かりませんが、資料を見る範囲でも収入で 200 万円前後の人達が約 60%を超えていると。国保に加入されている世帯の中では、それから今度の課税によって税額が 10 万円を超える世帯が 46 世帯というように大きな増税であり、この試算表の中では最高の増税の方で 14 万円と。増税だけで 14 万円というような計算ができるような大增税という事であり、私は町当局としても単純に国保税上乘せで国保を運営して行くというやり方から一刻も早く脱却し、住民負担の軽減と住民サービスの向上に努めるという事こそ、今は必要ではないかという立場から本案に対して反対と致します。
議 長	その他討論はございますか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 32 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 32 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。 (挙手多数)
議 長	挙手多数と認めます。 したがって議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 13 「議案第 33 号」</u>	
議 長	日程第 13、議案第 33 号 「小海町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子君。
(委員長報告 原案に賛成)	

議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 3 3 号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。 議案第 3 3 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 3 3 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 1 4 「議案第 3 4 号」</u>	
議 長	日程第 1 4、議案第 3 4 号 「平成 2 7 年度小海町一般会計補正予算(第 1 号)について」を議題といたします。 本案については、各常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 篠原 義従君。
(委員長報告 原案に賛成)	
総務産業常任委員会要望事項	
<ol style="list-style-type: none"> 1 . マイナンバーの施行にあたっては、個人情報保護に十分留意されたい。 2 . 税金等の徴収については、親切、丁寧な対応を望む。 3 . ふるさと寄付金については、カタログを有効に活用し積極的な P R に努められたい。 4 . 各種事業の実施にあたっては、予算に則り、条例・規則を遵守されたい。また、町内企業育成にも力を注ぐよう努力されたい。 	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	

議 長	次に、民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告 原案に賛成)	
民生文教常任委員会要望事項	
<p>1．町営住宅の維持管理に万全を期されたい。</p> <p>2．町公民館の管理については利用者の利便性に配慮し、適切な維持管理に努められたい。</p> <p>3．職員の健康管理には十分配慮し、健全な職場づくりに努力されたい。</p>	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 ただ今の、両常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
総務建設常任委員会要望事項に対する答弁	
<p>1．社会保障、税番号制度につきましては、この10月1日から付番通知が始まり、28年1月から運用開始となります。基礎年金に関する個人情報の流出問題もあり、個人情報の保護管理に関心が高まっております。 町としてもマイナンバー制度の開始に向けて制度の周知を徹底すると共に、条例改正を含め個人情報保護に万全を図って参ります。</p> <p>2．町民税、国保税、水道料、町営住宅家賃等の町の収納金につきましては、口座振替をお願いしていますが、手続き等が困難な事例もあらうと思われまますので、「納めていただく」この事を基本に戸別事情を踏まえてきめ細かな対応を取って参ります。</p> <p>3．ふるさと寄付金につきましては、ご寄付をいただく皆様の心に寄り添い、更に充実したものとするため、御礼の返礼品のカタログを作成する事としております。小海町に関心をお寄せいただける皆様にとって分かりやすく、わくわくし、納得いただける工夫を凝らしたいと。また、料理の集いを通してお知らせをすると共に、ホームページを活用し、内外に発信をして参ります。</p>	

4. 各種の事業や工事施工は、事業費を予算に計上し、議会の議決を経た上で適正な業者選定を行い、実施する事が基本となっております。法令、条例、規則に基づき、適正な事業実施に努めると共に、急を要する事業につきましては、議会の委員会また、議会の全員協議会等で事前に協議する場を設けて参ります。

なお、物品の調達や工事の発注につきましては、町内からの調達、発注を今後も心掛けて参ります。

民生文教常任委員会要望事項に対する答弁

1. 建設から相当の年数が経ち、経年劣化が目立つ町営住宅も多くなっております。しかし、定期的に巡回等を行い、入居者の皆様が快適に暮らせるようできる限りの維持管理に努めて参ります。

なお、老朽化が激しい住宅につきましては、入居者の皆様とご相談を申し上げ、取り壊しあるいは、建て替えを進めて参ります。

2. 町公民館につきましても、老朽化が進み、10月に(仮称)北牧学習館のオープンに伴い、その機能を移転いたします。しかし、最後まで利用者の皆様に気持ち良くご利用頂けるよう大規模な改修はできませんが、適切な維持、管理に努めて参ります。

3. 身体的、精神的そして社会的に良好な状態でなければ健康とは言えないと思っております。役場職員は、当然公務員として心身共に健康で職務に専念をし、町民の皆様の期待に応える義務がございます。

しかし、誰もが人に言えない悩みや不満を持っていますし、悩みやストレスの感じ方もひとり、ひとり違います。家庭あるいは、職場で健康な毎日を送り職務に専念できるよう、職員健康管理規定もあり、自分自身の健康管理は、先ず自分自身で、そして「予防に優る治療なし」「早期発見、早期治療」の言葉通りに周りの仲間もまた、あわせてお互いに変化に気付き、信頼し合い、助け合い、そして町民の皆様の期待に応えて行けるよう、明るい、健全な職場を目指して参ります。

議長 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

(討論なし)

議長 これで討論を終わります。これから議案第34号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第34号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第 3 4 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p><u>日程第 1 5 「議案第 3 5 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 1 5、議案第 3 5 号</p> <p>「平成 2 7 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
<p>(委員長報告 承認と決定)</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 3 5 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は可決であります。</p> <p>議案第 3 5 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第 3 5 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p><u>日程第 1 6 「陳情第 1 号」</u></p> <p><u>日程第 2 1 「発議第 5 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 1 6、陳情第 1 号、「農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情について」及び日程第 2 1、発議第 5 号、「「農業・農協改革」に関する意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。</p> <p>陳情第 1 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p>

	総務産業常任委員長 篠原 義従 君。
	(委員長報告 採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第1号を採決いたします。 委員長の報告は採択であります。 陳情第1号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議 長	事務局長に発議第5号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第5番 新津 孝徳 君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第5号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第5号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員数)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第5号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第17 「陳情第2号」</u> <u>日程第22 「発議第6号」</u>	

議 長	<p>日程第 17 「陳情第 2 号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める陳情書について」及び日程第 22、発議第 6 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。</p> <p>陳情第 2 号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
	(委員長報告 採択と決定)
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(討論なし)
議 長	<p>これで討論を終わります。これから陳情第 2 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は採択であります。</p> <p>陳情第 2 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって陳情第 2 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>事務局長に発議第 6 号の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議 長	<p>朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。</p> <p>第 4 番 篠原 憲雄 君。</p>
	(提出者説明)
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(討論なし)
議 長	<p>これで討論を終わります。これから発議第 6 号を採決いたします。</p> <p>提出者の説明のとおり、発議第 6 号に賛成する方の挙手を求めます。</p>

(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって、発議第 6 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。</p>
<p><u>日程第 1 8 「陳情第 3 号」</u></p> <p><u>日程第 2 3 「発議第 7 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 1 8、陳情第 3 号、「国の責任による 3 5 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書について」及び日程第 2 3、発議第 7 号、「国の責任による 3 5 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について」は関連がありませんので、一括して議題といたします。</p> <p>陳情第 3 号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
(委員長報告 採択と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから陳情第 3 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は採択であります。</p> <p>陳情第 3 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって陳情第 3 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>事務局長に発議第 7 号の朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。</p> <p>第 2 番 篠原 伸男 君。</p>
(提出者説明)	

議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 7 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 7 号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第 7 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第 1 9 「陳情第 4 号」</u> <u>日程第 2 4 「発議第 8 号」</u>	
議 長	日程第 1 9、陳情第 4 号、「年金積立金の専ら被保険者の利益のための国の安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める要請書について」及び日程第 2 4、発議第 8 号、「年金積立金の専ら被保険者の利益のための国の安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。 陳情第 4 号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告 採択と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 4 号を採決いたします。 委員長の報告は採択であります。 陳情第 4 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	

議 長	<p>挙手全員と認めます。 したがって陳情第 4 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>事務局長に発議第 8 号の朗読を求めます。</p> <p>(事務局長朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 1 1 番 土橋 勝一 君。</p> <p>(提出者説明)</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから発議第 8 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 8 号に賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員と認めます。 したがって、発議第 8 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。</p>
<p><u>日程第 2 0 「陳情第 5 号」</u> <u>日程第 2 5 「発議第 9 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 2 0、陳情第 5 号、「TPP に関する国会決議の実現を求める陳情書について」及び日程第 2 5、発議第 9 号、「TPP に関する国会決議の実現を求める意見書の提出について」は関連がありますので一括して議題といたします。</p> <p>陳情第 5 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 篠原 義從 君。 (委員長報告 採択と決定)</p>
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 5 号を採決いたします。 委員長の報告は採択であります。 陳情第 5 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって陳情第 5 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議 長	事務局長に発議第 9 号の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 1 番 有坂 辰六 君。
(提出者説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 9 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 9 号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第 9 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第 2 6 「議案第 3 6 号」</u>	
議 長	日程第 2 6、議案第 3 6 号、 「財産の取得について」を議題といたします。
議 長	事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。

(教育長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行ないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
7番議員	ちょっとお聞きしますけれども、入札の経過の中で一番安い所と1,777万円と高い所は2,916万7千円と、400万円から1,100万円程落札者より高い訳ですけれども、この備え付けの備品については全てが同じ仕様、同じ材質、そういう事でこの入札に臨んだと思われるのですけれども、その辺は間違いはないですか。また、この差について、あまりにも大きな差があるのですけれども、それらについても、分かりましたらお願いします。
教育長	はい、お答え申し上げます。入札結果につきましてたいへん幅があるという事でございますが、これにつきましては、こちらで仕様書、数量表、その他の提示をした中で、それに基づいてメーカー交渉あるいは代理店交渉の中で各業者さんと価格交渉をし、決定されたというふうに思っております。いずれにしても、競争入札の中での結果でございますので、町としましては仕様書に基づいた適切な納品等チェックをし、入れてもらうという形をお願いして行きたいというふうに考えております。
7番議員	では、材質や何かは全部同じ条件という事ですね。
教育長	はい、お答え申し上げます。仕様につきましては幾つかのメーカーに絞った中で同等品以上であれば良いという事になっております。図書館備品、史料館備品につきましては日本ファイリング、オカムラ、オリバー等こういったそれぞれの専門業者の備品を提示してございます。それとの同等以上という事でございますので、そういった中で適切な納品チェックをし、中で納品をしてもらうという事でございます。
10番議員	今、説明の中で、その入札仕様比較価格2,400万円の事を80%といわれたように聞いたのですけれども、その辺の説明をもうちょっと詳しくお願いしたいのですけれども。
教育長	はい、お答え申し上げます。先ず、予定価格を設定するに当たりまして、メーカー価格の金額に対しまして、80%掛けで予定価格を設定させて頂きました。通常7掛け、あるいは6掛けというような事も想定される訳でございますけれども、予定価格としては予算計上の際にも、これに基に予算を作っておりますので、そういった価格で設定をさせて頂きました。
10番議員	メーカー価格の80%が2,400万円という事でありまして、そういった形の中で予算が4,500万円になったというような話を聞いたのですけれども、そういった事だとすればだいぶ予算との差があるというふうに思うのですけれども、その辺の説明をもう少しお願いします。

教育長	お答え申し上げます。予算につきましては、学習館全体に要する備品のトータルでございます。その中におきまして、図書館、資料館につきましては、ここにございます 2,590 万円、約 2,600 万円を予定価格として設定をさせて頂いたところでございます。残りにつきましては、これらの結果を踏まえた中で随時、発注予定でございます。
10 番議員	今回、入札関係の備品の予算はいくらか教えてもらえますか。
教育長	はい、予定価格にございます 2,592 万円という事で、約 2,600 万円でございます。
議長	他に質疑はございますか。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第 36 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、議案第 36 号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。 したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決することに決定しました。
<u>日程第 27 「議案第 37 号」</u>	
議長	議長 日程第 27、議案第 37 号、 「平成 27 年度小海町一般会計補正予算（第 2 号）について」を 議題といたします。
議長	議長 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議長	議長 朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議長	議長 説明が終わりました。これから質疑を行いません。 補正予算書で、各款ごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。
議長	議長 【歳入】 10 款 地方交付税 4 ページ上段 14 款 国庫支出金 4 ページ下段

	<p>【歳出】</p> <p>9 款 教育費</p> <p>5 ページ</p>
10 番議員	<p>報償費ですけれども、コーディネーターの活動費という事で、全協でも説明を頂いて、何か計画を立ててもらいたいには私は認識したのですけれども、時間的な範囲と具体的な活動の説明をお願いしたいと思います。</p>
総務課長	<p>はい、お答え申し上げます。コーディネーターでございますが、こういった交流事業を継続的に今後も続けていくための体制作りのためのコーディネーターという事でございまして、102万円をお願いしてございます。</p> <p>コーディネーターの方につきましては、この予算が通れば直ぐ調整に入るという事でございまして、農山漁村活性化支援人材バンクを經由してお願いしたいという事で、予定をしております。期間的には3月までの間でずっとお願いするという事になる訳でございまして、当然の事ながら、今回、大洗町も8月に予定をされておりますし、秋口に来て頂くという事もございますので、それらについても、動向と言いましょうか、事前の調整をし、向こうでの受け入れ体制、大洗町での受け入れ体制、もしくは、小海町に来て頂く際の受け入れ体制、そういったものをするという事について助言、支援を頂くという事を考えておりますので、よろしくお願いたします。</p>
10 番議員	<p>いつまでに、具体的にこういう計画を立てるみたいに理解していた訳でありますけれども、そういう事ではなくて、交流事業そのものの中で、ひとつひとつの事業でご意見を頂いて行くというふうに認識すれば良い訳ですか。</p>
総務課長	<p>はい、お答え申し上げます。今回はモデル事業でございますので、とりあえず、我々の今の考えでは、大洗町へ8月5日、6日に行くという事を想定しておりますし、大洗町からは秋口から冬にかけて来て頂くという事を想定しておる訳でございまして、農山漁村でお互いに交流をするという目的を踏まえた効果的な交流というのは何なのかと。それからそれがどうやって行けばうまく継続できるかという事も含めて助言を頂くという事でございまして、今後もこの交流事業、今年、単発で終わるというものではなくて、そういう仕組み作りというような部分まで踏み込んで助言を頂くという事でございまして。事業そのものは、3月までの事業でございますので、そこで事業報告会等々で成果を取りまとめる訳でございまして、次年度以降へもつながるような体制作りの指導、助言を頂くというコーディネーターというふうにご理解頂ければ有り難いと思っております。</p>

議 長	全体を通して質疑はございますか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 37 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、議案第 37 号に賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決することに決定しました。
議 長	ここで、議会運営委員長より発言を求められていますので、これを許します。議会運営委員長、井出 薫 君。
議会運営 委員長	議会運営委員会からお願いいたします。 議会運営委員会では、次の定例会または臨時会の会期・運営等に関しまして、閉会中に審査する必要がありますので、小海町議会、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出をいたします。
議 長	ただ今、議会運営委員長から、次の定例会または臨時会の会期・運営等に関して会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事にご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事に決定いたしました。
閉 会	
議 長	以上をもちまして、本定例会に提案されました議案に対する審議は、全て終了いたしました。 これにて、平成 27 年小海町議会第 2 回定例会を閉会といたします。 ご苦労様でした。 (ときに 4 時 4 2 分)